

社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入

(2) 事業運営の透明性の向上

財務諸表・現況報告書の公表に係る規定の整備、役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資）

役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等

「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（ ）を控除等した額）の明確化

事業に活用する土地、建物等 建物の立替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金

「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

【施行期日】平成29年4月1日施行（ただし、下線については平成28年4月1日施行）

出典：厚生労働省 社会福祉法等の一部を改正する法律案概要より